

国立研究  
開発法人

## 海上技術安全研究所 国際会議報告

会 議：国際海事機関（IMO）第3回船舶設備小委員会（SSE 3）

開催場所：国際海事機関（IMO）、英国、ロンドン

会議期間：2016年3月14日～18日

参加国：国および地域：71、政府間機構：1、国際機関：26

海技研からの出席者：

太田 進：国際連携センター長

宮崎恵子：運航・物流系運航解析技術研究グループ長（国際連携センター併任）

小川剛孝：構造安全評価系基準開発グループ長（国際連携センター併任）

概要：船舶設備（Ship Systems and Equipment: SSE）小委員会は、火災安全、救命設備等の各種議題について審議し：

- 救命艇等の進水・離脱装置の点検・整備に係る要件の義務化のための条約改正案及び義務的決議案等を仕上げた。
- 我が国をコーディネータとする船上の吊上げ装置の安全対策に係る通信グループ（CG: Correspondence Group）を設置した。
- SOLAS 条約の防火要件の代替設計・設備（alternative design and arrangement）のための人命安全クライテリアに係る指針案に合意した。
- 旅客定員 36 人以下の旅客船の窓の防火のグレードの明確化のための SOLAS 条約第 II-2 章の改正案に合意した。

### 主な貢献

太田は、議長を務めた。

宮崎は、救命設備要件に係る各種議題の審議を担当し、これら議題の作業部会にも参画した。

小川は、船上の吊上げ装置の安全対策に係る国内委員会（日本船舶技術研究協会）の主査を務めており、会議に先立って船上吊上げ装置の安全対策に係る CG のコーディネータを務めた。今次会合においては、同議題に係る作業部会の議長も務めて審議を中心となってリードした。



海技研からの出席者



## 主な審議結果

主な審議結果は以下の通りである。審議結果の詳細については、他機関の報告を参照願いたい。

### 1 救命艇等の進水・離脱装置等の点検・整備に係る要件の義務化

海上安全委員会は、昨年6月の第95回会合において、救命艇等の進水・離脱装置の点検・整備は、毎週及び毎月実施する事項を除き、救命艇開発メーカー（OEM）または船舶の旗国主管庁が承認する救命設備整備業者（サービスプロバイダー）が行うことを義務づけることに合意し、小委員会に關係する条約改正案<sup>1</sup>及び決議案<sup>2</sup>の作成を指示した。小委員会は今次会合において、このための SOLAS 条約の改正案及び義務的要件（海上安全委員会決議）の案を仕上げた。

### 2 船上の吊上げ装置の安全対策

我が国において船上の吊上げ装置（揚荷装置・ウィンチ等）に関する外国籍船の事故が発生しているが、SOLAS 条約では、船上吊上げ装置については技術基準が定められていないため、外国籍船にかかる十分な監督を行うことができなかった。これらの状況を改善し、船上吊上げ装置による事故を減少させるため、第 89 回海上安全委員会（MSC 89。2010 年）に我が国はニュージーランド、チリ、韓国及びノルウェーと共に船上吊上げ装置に係る国際統一基準を策定するための新規作業計画を提案し、承認された。これを受けて第 1 回船

舶設備小委員会（SSE 1。2014 年）は、事故データを基に安全対策の枠組みを決定の上 CG を設置した。

今次会合においては、CG の報告及びこの報告に対するコメントを検討した上で、機能要件の草案を作成するとともに、今後の作業の進め方について検討し、再度、我が国をコーディネータとする CG を設置して検討を進めることに合意した。

### 3 人命安全クライテリア

SOLAS 条約第 II-2 章（防火要件）には、代替設計・配置に係る規則（第 17 規則）があり、火災安全に係る工学的解析を行うための指針<sup>3</sup>も策定されている。小委員会は、人命安全に関するクライテリアを取り入れるための、指針の改正案に合意した。

### 4 旅客定員 36 人以下の旅客船の窓の防火のグレード

現在の SOLAS 条約第 II-2 章には、旅客定員 36 人以下の旅客船の窓のうち、生存艇乗艇場所及び降下中の生存艇に面するものには、旅客定員 36 人を超える旅客船の防火グレードの表を適用しているという曖昧さがある。こうした曖昧さを排除するため、これらの窓には、A0 級<sup>4</sup>の防火グレードを適用することに合意し、SOLAS 条約第 II-2 章の改正案を作成した。この改正案は、発効日（2020 年 1 月 1 日の予定）以降に建造される船舶に適用される予定である。

### 5 次回会合

次回の船舶設備小委員会（SSE 4）は、2017 年 3 月 20 日から 24 日まで、ロンドンの IMO 本部で開催される予定である。

<sup>1</sup> SOLAS 条約第 III 章第 3 規則（定義）及び第 20 規則（操作の準備、保守及び点検）

<sup>2</sup> Requirements for maintenance, thorough examination, operational testing, overhaul and repair of lifeboats and rescue boats, launching appliances and release gear（仮訳：救命艇、救助艇、進水装置及び離脱装置に係る保守、徹底した検査、動作試験、オーバーホール及び修理に関する要件）

<sup>3</sup> MSC.1/Circ.1002: Guidelines on alternative design and arrangements for fire safety

<sup>4</sup> エーゼロ級。60 分耐火で特段の防熱無し